

第10回農業委員会総会議事録

令和3年10月6日(水)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第34号から第37号)
日程第4 議事(議案第29号から第31号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

出 席 委 員 (1 6 人)

1 番	樋上	豊	2 番	白山	一男
3 番	土合	正夫	5 番	浅井	満
7 番	金	賢志	11 番	栗山	信治
12 番	松山	宗則	13 番	明石	茂
14 番	末永	久義	15 番	林	康弘
16 番	高橋	吉博	19 番	永森	薫
20 番	高口	宗範	21 番	稲垣	潔
23 番	堀	正	25 番	小川	博行

欠 席 委 員 (9 人)

4 番	帯刀	真理子	6 番	城石	美枝子
8 番	炭谷	一三	9 番	森	敏朗
10 番	進藤	久司	17 番	前田	進
18 番	竹内	正治	22 番	山崎	善夫
24 番	有沢	敏博			

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第35号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	吉田 大樹	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、第10回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。なお、先月に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大
防止のため、出席委員を減じて開催することをご案内させていただきました。

このため、4番 帯刀委員、6番 城石委員、8番 炭谷委員、9番 森
委員、10番 進藤委員、17番 前田委員、18番 竹内委員、22番 山
崎委員、24番 有沢委員は、本総会の会議を欠席していただいております。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「20番 高口委員」「25番 小川委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長（堀会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第34号の説明）

議長（堀会長）

報告第34号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

（報告第35号の説明）

議長（堀会長）

報告第35号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理につい
てを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第36号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第36号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第37号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第37号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを

議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議

事

議長（堀会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第29号説明・表決）

議長（堀会長）

それでは、まず議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について
をお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第29号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第29号を許可することに可決されました。

(議案第30号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第30号の1番について、林委員より説明をお願いします。

林委員

議案第30号の1番について説明します。

申請人は射水市内の農事組合法人です。

これまで、多くの農機具は組合員の納屋や貸倉庫等に格納しており、借地にある法人所有の格納庫で農機具の点検整備を行っていました。

今回、地権者の都合により格納庫敷地を売却することになったことから、急ぎよ格納庫を建設することになりました。

当地区は地区内の宅地を挟み東西に水田が広がっており、どちらにも行き来がしやすい場所で候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長(堀会長)

議案第30号の2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（吉田）

議案第30号の2番について説明します。

申請人は転勤でアメリカや県外で生活していましたが、転職を機に故郷に戻り、現在は家族4人で市内の共同住宅で生活しています。

子どもの成長とともにアパートでは手狭になり、また、本家の農作業の手伝いや将来の親の介護のために、本家のある集落内で新たに住宅を建築することにしました。

当初は、本家敷地内にある納屋を取り壊して住宅の建築を計画しましたが、接道要件を満たすことができず建築ができなかったため、候補地を検討したところ、父が所有する申請地で承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第30号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第30号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第31号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第31号農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第31号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第31号農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第31号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時30分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・日 時 令和3年11月8日(月) 午後2時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

令和3年度 富山県農業委員会研修大会

- ・日 時 令和3年11月18日(木) 午後1時30分～4時
- ・会 場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
(射水市戸破1500番地)

配布資料

- ・農家相談の手引き
- ・のうねん9月号
- ・アグリとやま
- ・全国農業図書普及推進図書

議 長

署名委員

署名委員